

議案第31号

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正について

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を次のように改正しようとする。

平成30年4月19日提出

天理市長 並河 健

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

天理市ひとり親家庭等医療費助成条例（昭和53年3月天理市条例第6号）の
一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の天理市ひとり親家庭等医療費助成条例の規定は、平成31年8月1
日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われ
た医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。